

## 「新しい生活様式」に係る高齢者のICT利用促進事業

## 連携事業者 募集要項

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による長期の外出自粛期間において、高齢者の在宅生活は、若年層と比較して困難なものであったと考えられます。その要因として、一般的に高齢者のほうがICT機器やインターネットに不慣れなことが挙げられます。

例えば、インターネットや、オンラインによるビデオ通話、電子決済が利用できたかどうかで、災害情報をはじめとした行政情報の取得や、家族・友人との会話、生活用品の購入、食事の出前など、さまざまな場面で高齢者の生活の質が左右されます。

こうした中であって、厚生労働省からは、電子決済やオンラインの活用などを含め、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例が示されており、枚方市においては、市内在住の高齢者がこれらを実践できるよう、令和3年度にICT利用促進事業（以下「本事業」）を実施することとしています。

事業内容としては、高齢者のうち、①「通信機器を持っていない」層、②「いわゆるガラケーのみしか持っていない」層へのスマートフォン利用の働きかけとして、ひらかたポイント\*を活用した「スマホモニター制度」を実施するとともに、③「すでにスマートフォンを保有しているが、十分に使いこなせていない」層を含めた「スマホサポート体制」を構築する予定であり、今回、枚方市と連携してこれらの事業に協力していただける通信事業者や携帯電話販売代理店（以下「連携事業者」）を募集するものです。

※ ひらかたポイントは、枚方市独自の地域ポイントです。本事業におけるポイントの付与については、枚方市で行います。1ポイントは1円相当。その他詳細については、「（参考資料）ひらかたポイント制度パンフレット」をごらんください。

## 2. 事業内容【あわせて「（別紙1）業務要求水準」を参照してください。】

## (1) スマホモニター制度の実施

スマートフォン購入当初\*、モニター制度に応募する高齢者に①LINEアプリのダウンロードと枚方市公式アカウントへの登録、②ひらかたポイントアプリのダウンロードとメールアドレス等の情報登録を行い、③購入当初とモニター期間（2カ月）終了時の2回、インターネットアンケートに回答すれば、それぞれ2,000ポイント、1,000ポイントのひらかたポイントを付与します。（アンケートは枚方市で作成しますが、希望項目があればお伺いします。）

連携事業者には、対象要件を確認し、高齢者をサポートして①②を完了させること、また、枚方市から提供されたQRコードを提示して③のアンケート回答ページへ案内し、実際に回答を行うことについて、協力をお願いします。（モニター期間終了時のアンケート回答ページへの案内は、枚方市で行います。）

※ 必ずしも購入（契約）時にアプリのダウンロード等をすべて完了させる必要はなく、1週間以内をめどに再度の来店を求め、個別または少人数のスマホ教室を実施するなどしてダウンロード等をサポートすることも可能です。

## ① モニターの対象者

スマートフォンを使用していない枚方市内在住の65歳以上の高齢者※

※ 昭和31年（1956年）4月1日以前生まれで、いわゆるスマホデビューの人を対象とします。また、必ずしも高齢者自身が契約者となる必要はなく、使用者であっても対象とします。（子が契約者で親が使用者のような場合を想定）

## ② モニターの募集人数

5,000人

## ③ モニターの募集期間

令和3年（2021年）7月下旬から9月末日まで（予定）※

※ 募集人数に達した場合は、期間の途中で募集を終了する場合があります。

## (2) スマホサポート体制の構築

広く枚方市内在住の高齢者に対するサポート体制を構築するため、連携事業者には、可能な限り長期間、次の3つのサポートについて、協力をお願いします。

## ① 個人に対するサポート

予約来店した高齢者に対する個別または少人数でのスマホ教室の実施

## ② 地域に対するサポート

枚方市内の地域団体等（老人クラブ、自治会等）に対する出張スマホ教室の実施

※ ①②のスマホ教室については、高齢者を中心に幅広い年齢層を対象にすることも可能です。

## ③ 行政に対するサポート

枚方市立老人福祉センター等で開催する高齢者向けスマホ教室への講師派遣

※ ③のスマホ教室については、枚方市（枚方市の指定管理者を含む）が対象要件等を設定することがあります。

なお、これらのサポートについては、原則として新規ユーザーだけでなく、既存ユーザーも対象とします。また、連携事業者以外で取り扱っているスマートフォンの使用者であってもサポートを行うものとします。

## 3. 付加提案

応募にあたり、連携事業者から、「2. 事業内容」に付加して、枚方市内の高齢者のICT利用促進に向けた独自提案を行うことが可能です。

<独自提案の例>

- 希望者に一定期間スマートフォンやタブレット端末を貸し出す。
- 枚方市内在住の高齢者向けスマホコールセンターを設ける。
- モニターの募集期間終了後もLINEアプリのダウンロード等のサポートを行う。
- タブレット端末の購入時にもLINEアプリのダウンロード等のサポートを行う。
- 希望者に枚方市公式ツイッター・インスタグラムのフォロー等のサポートを行う。
- 希望者に健康ウォーキングアプリ※のダウンロード等のサポートを行う。

※ 健康ウォーキングアプリは、関西医科大学健康科学センターが監修するアプリ「MFS PLUS」と連携。詳細については、「（参考資料）ひらかたポイント制度パンフレット」4ページをごらんください。

#### 4. 費用負担

「2. 事業内容」及び「3. 付加提案」に基づき連携事業者が実施する業務にかかる費用は、原則として連携事業者の負担とします。

#### 5. 連携協定等

「2. 事業内容」のうち(1)スマホモニター制度、(2)スマホサポート体制のいずれにも協力していただける連携事業者と連携協定を締結します。また、(1)スマホモニター制度のみ、(2)スマホサポート体制のみに協力する内容で覚書を交わすことも可能です。

なお、連携協定や覚書の内容については、応募があった事業者と協議の上で決定します。また、連携協定の締結の際などに、連携事業者の代表の方に記者会見等へのご出席をお願いする場合があります。

#### 6. 事業期間

連携協定または覚書の効力発生日から令和4年（2022年）3月31日まで\*。

※ ただし、「2. 事業内容」のうち(1)スマホモニター制度のみの連携事業者については、期間を短縮することが可能です。一方、連携協定または覚書に基づき、さらに期間を延長することも可能です。また、新型コロナウイルスの感染状況等によっては、期間を変更することがあります。

#### 7. 応募要件

次の要件をすべて満たす場合に連携事業者の応募対象とします。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 「（別紙1）業務要求水準」に沿って本事業の業務を遂行できること。

#### 8. 応募方法

令和3年（2021年）4月30日の午後5時30分までに（必着）、必要事項を記入の上、「（別紙2）応募用紙」を電子メールで提出してください。

#### 9. 質疑

募集内容に関して質疑があれば、令和3年（2021年）4月16日の午後5時30分までに（必着）、電子メールで提出してください。様式は自由です。受け付けた質疑については、4月23日から、枚方市ホームページで回答を公開します。

#### 10. 提出・問い合わせ先

大阪府 枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室（長寿・介護保険担当）

電 話：072—841—1461（直通）

FAX：072—844—0315

メール：[kourei@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kourei@city.hirakata.osaka.jp)